

2010年1月28日

規制改革会議  
法務・資格TF委員各位

千葉県茂原市綱島1202番地  
千葉県行政書士会 行政書士 原屋 陽

## 口頭審理手続きにおける行政書士の代理についての意見

### ◎ 行政書士法の改正と平成20年7月1日事務連絡

2008年7月1日に施行された改正行政書士法をうけ、入国管理局は早々に、「行政書士が業として代理人としての活動を行うことは、弁護士法第72条に抵触することから、これを認めておらず、今般、改正行政書士法が施行されても、同法では、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除いていることから、今後も、口頭審理において行政書士が業として代理人となることは認められないので留意願います」との事務連絡(2008年7月3日)を発出しました。

### ◎ 規制改革会議の第3次答申

これに対し、規制改革会議は「申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の実務とすることを認めた行政書士法第1条の3第1項第1号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知すべきである。」との提言を行い、入国管理局は2009年1月7日付け事務連絡でそれを受け入れました。

### ◎ 役に立たない口頭審理の代理

しかし、せっかく付与された口頭審理の代理ですが、これは、実際に使うことの出来ない竹光のようなもので、何の役にも立ちません。上陸の特別の許可を求めるつもりもないのに、わざわざ口頭審理を行い、しかもその席に代理人として行政書士を呼ぼうとする外国人などいません。

行政書士が上陸特別許可案件を手がけることがあります。この場合、口頭審理の代理を行う必要性は生じません。入管法第5条に該当する場合であっても認定証明書が交付される時は、証明書の右肩に赤い文字で大きく「7-1-4」と記載されます。当該外国人が入国する際は、行政書士が、事前に審査部門を通して空港の入国審査部門に来日の期日と便名を連絡することになっています。こうしておけば、代理人などいなくとも、淡々と機械的に入国のための事務手続きが進められます。

◎ 外国人が行政書士に求めるものと第3次答申の乖離

行政書士が顧客の外国人から求められるのは違反審判手続きにおける口頭審理の代理です。しかし、第3次答申は、立ち会いについては「上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続」と記載しているのに、代理については意識的に「上陸口頭審理手続」のみに限定しています。

◎ 平成19年12月25日参議院総務委員会と弁護士法第72条の壁

行政書士が違反口頭審理手続において実効性のある代理行為を行うことが出来るためには弁護士法第72条の壁を突破する必要があります。

これについて、興味深い文書があります。

○山下芳生君

弁護士でない者が報酬を得る目的で業として法律事務を行えば即弁護士法違反という見解がございます。日弁連も同様の見解のようではありますが、本改正案の提案理由説明では、行政書士は、行政書士が作成できる書類に関連する聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為について、弁護士法第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除き、代理することができるものとしておりますと、こう述べられました。

そこで伺いますけれども、法律事件に関する法律事務に該当するものと該当しないものに区別をされているわけですが、弁護士法第七十二条の法律事務をこのように区別して解釈することができるのかどうか、また区別して解釈することが一般的に認められているものなのかどうか伺いたいと思います。

○衆議院議員（今井宏君） 山下委員にお答えを申し上げます。

御指摘ございましたような見解があることは承知はしておりますけれども、弁護士法七十二条では、弁護士でない者が法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う、このことを禁止する旨が規定されているところでございますけれども、御質問でございますように、この法律事件に関する法律事務に該当するののかどうかにつきましては、紛争性があるかどうか、すなわち法律上の権利義務について争いや疑義が具体的に顕在化しているかどうかで判断することとなるわけでございます、その判断は可能であると、このように考えておる次第でございます。

平成19年12月25日参議院総務委員会

◎ 口頭審理の二つの類型

口頭審理には争いがある場合と無い場合の二つの類型があります。

一つは入管法24条4号イに該当する場合などで、この場合、仮に資格外活動の事実を争わないとしても、「専ら行つていると明らかに認められる」か否かを巡る法

令適用及び解釈上の問題が生じます。

もう一つは、日本人などとの身分関係の成立を根拠として在留特別許可を求める場合。この場合には違反事実の有無や、法令適用及び解釈にあたっては、入国管理局との間に争いは生じません。当該外国人は、違反事実を全て認めた上で、特別に在留を許可すべき事情があるとして、ひたすら情状を訴え、法務大臣にお願いするのみです。

後者のような事例の場合、参議院総務委員会の今井委員の回答などをよりどころとして、「法律事件に関する法律事務に該当しない」という解釈を行うことができれば、弁護士法72条の壁を突破し、行政書士が口頭審理において有効な代理を行うことができるのではないかと密かに期待しています。

口頭審理の席で特別審理官から判定通知書が手渡される時、容疑者である外国人は、日本に残ることを希望する場合、「異議申出書」を提出します。後者の事例の場合、この「異議申出書」は、違反事実や法令適用及び解釈について争うという意思表示ではなく、法務大臣に人道上の配慮と寛大な処分をお願いする文書であり、退去強制処分に対する不服の意思表示ではあるけれど、弁護士法72条にいう「異議申立て」とはいささか異なるのではないかと考えます。

◎ 最後に

思いつくままに勝手な理屈を並べ立てましたが、至らぬ点についてはどうかご寛恕ください。委員の皆様にはお手数をおかけしますが、なにとぞよろしく願います。

以上